平成２７年（フ）第４１号
北海道旭川市花咲町６丁目3874番地の１　リバテイ花咲105号室
債務者　高越　沙織（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
北海道旭川市旭町１条５丁目841番地の97　矢野コーポＢ105
債務者　川井　真司
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
北海道旭川市豊岡７条２丁目４番21号　メープル７－２－201号室
債務者　園田　武司（旧姓糸永）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
北海道旭川市南２条通26丁目496番地の77　カーサロイヤル202号室
債務者　内田　徳之
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１２１号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番28－304号
債務者　西秋　真澄
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１２３号
横浜市泉区緑園７丁目14番地３　スカイハイランズ101号
債務者　尾崎英次郎
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目23番１号　水谷荘101号
債務者　小室　忠昭
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４号
横浜市神奈川区片倉１丁目17番25―302号
債務者　池田　由起（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５号
横浜市旭区中沢１丁目47番１号　サンガーデン中沢101
債務者　大久保英治
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６４号
横浜市青葉区奈良５丁目16番地６　レックスハイムⅡ103
債務者　村田　ヒナ
成年後見人　貴村　麻子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７４号
神奈川県藤沢市藤沢88番地　レオパレス藤沢第22―104号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目15番25号
債務者　齋川　牧子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
石川県小松市八里台32番地11
債務者　中西　啓太
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月21日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４号
岐阜県高山市江名子町265番地８
債務者　坂本　大助
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第８号
岡山市北区清輝橋３丁目８番20号、住民票上の住所岡山市東区宍甘60番地５　佐藤借家12号室
債務者　髙橋友希子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部